

## 平成29年度運輸安全マネジメントに関する取組状況について

### 1. 経営者の責務及び輸送の安全に対する基本方針

- (1) 経営者は輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有するものとし、安全性向上の取組みを主導し、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾け現場の状況を十分に理解し、全従業員に対し輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 経営管理の手法である計画、実施、評価、改善のサイクルの実践により継続的に輸送の安全性の向上を図るため、業務の実施および管理の適否を確認し、必要な改善を行います。
- (3) プロドライバーとしての自覚を高め、悪質な違反（飲酒運転、酒気おび運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許・無資格運転、過積載運行、最高速度違反、救護義務違反）を絶対しないよう関連法令及び安全管理規程を順守します。
- (4) 輸送の安全に関する取組状況を積極的に公表します。

### 2. 安全方針に基づく目標の設定

- (1) 重大人身事故（自動車事故報告規則第2条に規定する事故）はもちろんそれ以外の人身事故をゼロにする。
- (2) 物損事故における運転者の不注意による事故（わき見運転、後方確認不足等）をゼロにする。

平成28年度目標	(1) 重大人身事故	0件
	(2) 物損事故	0件
平成28年度結果	(1) 重大人身事故	0件
	(2) 物損事故	7件
平成29年度目標	(1) 重大人身事故	0件
	(2) 物損事故	0件
平成29年度結果 (9月現在)	(1) 重大人身事故	0件
	(2) 物損事故	5件

### 3. 目標達成のための計画

- (1) 運行管理体制の強化
  - a、点呼及び指導監督等の運行管理業務を確実に実施できるよう、運行管理の勤務体制を確立させます。
  - b、過労運転防止のため、運行管理者に対して個々の運転者の拘束時間・運転時間・連続運転時間・休憩・休息時間等の労働時間を把握管理させます。
- (2) 教育及び研修の強化
  - a、運輸安全マネジメントに係る乗務員への教育・研修を計画的に行います。
  - b、事故、ヒヤリハットの情報は安全会議で共有し再発防止の取り組みに活用します。
  - c、車両の定期点検、日常点検や整備についてもチェック体制を整えます。
  - d、健康診断、適性診断を確実に実施し指導・教育に活用します。